

避難情報と避難

市では、皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」を発令し、皆さんに避難を促します。避難勧告などを発令するときは、様々な状況を総合的に判断して発令します。

避難情報と住民のみなさんの行動

避難情報などは、災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令します。

大雨のとき

市が設定している基準に達した場合に避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令します。

区分	立ち退き避難など住民のみなさんの行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備と避難をする。 ・要配慮者(障がい者や高齢者で自立避難が困難な人)は立ち退き避難する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた人は立ち退き避難する。 ・洪水、土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた人が屋内で安全確保をする。



自主避難	<p>身の危険を感じた場合は、自主的に避難してください。</p> <p>特に、河川氾濫の浸水区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、早め早めに判断をして、「危ない」と感じたら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが、命を守ることになります。</p> <p>自主避難も避難行動の一つです。</p>
-------------	---

大雨のときの避難行動

避難は災害から命を守るための行動です。大雨による災害から身を守る避難行動は、従来、避難勧告等の発令時に避難場所への避難が一般的でしたが、今後は次の全ての行動を避難行動とします。

屋外が安全で移動できる状態のとき			屋外が危険な状態などのとき
1	2	3	<p>建物内の安全な場所での待避 (家屋内の垂直避難)</p> <p>やむを得ず、家屋内に留まった場合。安全を確保する避難行動として、洪水対策では2階以上高いところへ、土砂災害対策には斜面と反対方向の移動が有効です。</p>
警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難 (公園、親戚や友人の家等)	指定避難場所への移動	近隣の強固で高い建物等への移動	

地震のとき

大きな地震に伴って、多くの家屋が崩壊し、その後の余震により家屋が倒壊のおそれがあるとき、又は火災が発生して大規模な延焼拡大のおそれがあるときに避難勧告、避難指示を発令します。

また、地震の震度と指定避難所の開設する基準は、次のとおりです。



震度	指定避難所の開設基準など
4	・自主避難の方がいる場合に該当の指定避難場所を開設します。(避難者は自治会長、市にご連絡ください。)
5弱、5強	・必要な場合、一部の指定避難場所を開設し、避難の必要な方を受入れます。
6弱以上	・必要な場合、指定避難所を開設し、避難の必要な方を受入れます。

※必要な場合、すみやかに指定避難所を開設するよう努めますが、時間がかかる場合があります。

火災のとき

大規模に延焼が拡大するおそれがあるとき。



その他

火山の噴火や大規模事故など、その他の災害が発生するおそれがあるとき。